

【韓国】 特別検察官法及び特別監察官法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2014 年 3 月 18 日、大統領の親族、高級官僚等の不正への対策強化を目的とした「特別検察官の任命等に関する法律」及び「特別監察官法」が制定され、同年 6 月 19 日に施行される。

1 背景及び経緯

1999 年、通常の捜査では政治的中立等の確保が困難とされる事件（大統領親族、大統領側近、高級官僚等が関係している事件）に対し、国会の関与の下に大統領が任命する特別検察官（原文では「特別検事」）が捜査を行う制度が導入された。しかし、個別事案ごとに特別検察官の捜査対象、捜査期間等を定める法律の制定を要したことから、当該法律の制定をめぐり与野党が対立し、制度の活用に支障をきたしていた。そのため、制度導入後も、政府及び国会で特別検察官の常設化や高級官僚等の不正を監視する新組織の設置が議論されてきた。2014 年 2 月 28 日、「特別検察官の任命等に関する法律（以下「特別検察官法」）案」及び「特別監察官法案」が韓国国会本会議で可決され、特別検察官による捜査が必要かどうかを、法律ではなく国会本会議の議決又は法務部長官（法務大臣に相当）の判断により決することが可能となった。また、大統領親族及び大統領側近を監察対象とした常設の特別監察官が新たに設置される。

2 特別検察官法の概要

(1) 捜査対象(第 2 条)

特別検察官の捜査対象となる事件は、①国会が政治的中立性、公正性等を理由に特別検察官による捜査が必要と本会議で議決した事件、②法務部長官が特別検察官による捜査が必要と判断した事件である。

(2) 特別検察官の任命方法等(第 3 条及び第 4 条)

特別検察官候補者の推薦のため、国会に特別検察官候補推薦委員会（以下「委員会」）が設置される。委員は、①法務部（部は省に相当）次官、②法院行政処（最高裁判所事務総局に相当）次長、③大韓弁護士協会長、④国会が推薦する学識経験者 4 人（計 7 人）を国会議長が任命又は委嘱し、委員長は委員の互選とする。

特別検察官による捜査が決定したときは、大統領は遅滞なく委員会に 2 人の特別検察官候補者の推薦を依頼しなければならない。委員会は当該依頼を受けた日から 5 日以内に在籍委員過半数の賛成で 2 人の候補者を推薦し、大統領は推薦を受けた日から 3 日以内に、2 人のうちの 1 人を特別検察官に任命しなければならない。

(3) 特別検察官の権限等(第 6 条～第 8 条)

特別検察官は政治的中立を守り、独立して職務を遂行する。特別検察官は、大検察庁（最高検察庁に相当）、警察庁等の関係機関に職員の派遣（検察官 5 人以内及び検察

官以外の公務員 30 人以内) を要請することができる。また、特別検察官は 4 人の特別検察官補を選定して大統領に任命を要請ことができ、大統領は当該要請を受けた日から 3 日以内に、当該候補者の中から 2 人を特別検察官補に任命する。さらに、特別検察官は 30 人以内の特別捜査官を任命することができる。なお、特別検察官の権限及び義務は、原則として他の法律(刑事訴訟法等)の検察官関連規定が準用される。

(4) 事件処理等(第 10 条)

特別検察官は、準備期間(任命から 20 日)後、60 日以内に捜査を完了し、公訴を提起するかどうかを決定しなければならない。公訴提起の判断が難しい場合は、大統領の承認を得て、1 回に限り 30 日を上限に捜査期間を延長することができる。期間内に捜査が完了せず、又は公訴提起の判断ができないときは、捜査期間満了日から 3 日以内に管轄地方検察庁検事長(地方検察庁の長)に事件を引き継がなければならない。

3 特別監察官法の概要

(1) 監察対象(第 2 条)

監察対象は①実名ではない名義での契約等、②公企業又は公的団体との随意契約等、③人事関連等の不正な口利き、④不当な金品・接待の授受、⑤公金横領・流用である。

(2) 監察対象者(第 5 条)

監察対象者は、①大統領の配偶者及び 4 親等以内の親族、②大統領秘書室の首席秘書官以上の公務員である。

(3) 特別監察官の地位、任命方法等(第 3 条、第 7 条～第 10 条)

国会が推薦する 3 人の特別監察官候補者の中から大統領が 3 日以内に 1 人を指名し、国会の人事聴聞を経て任命する。任期は 3 年で再任はできない。特別監察官は大統領の所轄の下に置かれ、職務に関して独立した地位を有する。また、特別監察官は、特別監察官補 1 人及び 10 人以内の監察担当官を任命できるほか、監査院、大検察庁、警察庁、国税庁等の関係機関に職員の派遣(計 20 人以内)を要請できる。監察期間は原則 1 か月であるが、大統領の許可を得て 1 か月ごとの延長を行うことができる。

(4) 特別監察官の権限等(第 16 条～第 20 条)

特別監察官は、国、地方公共団体等の長に対し協力及び支援を要請できるほか、資料提供及び事実照会を要求することができる。さらに、監察対象者及び監察対象者以外の者のいずれに対しても、調査及び資料要求を行うことが可能である。特別監察官は必要に応じて検察総長(検事総長に相当)に告発又は捜査依頼を行う。また、特別監察官は、告発に対して不起訴処分等が下されたときや、告発後 90 日を超えて処分が行われないときは、検察庁法の規定により抗告することができる。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 4 月 18 日現在である。)

- ・「특별검사의 임명 등에 관한 법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Y1Q4E0E2N2B7E1Y8Y3T3R5R7M0R5O0>
- ・「특별감찰관법안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1R4E0T2G2S7H1V8B3D6H2Z9U6V7A3>